



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 イハラサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長尾 雅司
所在地 東京都港区高輪 3-11-3
(コード番号 5999)
問合せ先 執行役員経営統轄室長 十亀 猛
(03) 6721-6988

取締役の株式報酬型ストック・オプションに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、役員報酬の見直し（再構築）を行うとともに、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成 29 年 6 月 23 日開催の第 70 回定時株主総会に付議することにいたしましたので、お知らせします。

記

1. 目的

企業価値の持続的な発展をより意識した経営を推進する目的で役員の退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型のストック・オプションを導入することといたしました。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金の廃止

現行の役員退職慰労金制度を平成 29 年 6 月 23 日開催の第 70 回定時株主総会をもって廃止し、当該株主総会後も引き続き在任する取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に対し、在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を行うこと、並びに当該株主総会の時をもって退任する取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。なお、打切り支給の時期は各人の退任後とします。

(2) 株式報酬型のストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が 1 円の新株予約権）制度を導入します。この株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる仕組みとして、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して年額 50 百万円、監査等委員である取締役に対して年額 5 百万円を上限として割り当てます。当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬の

総額は従来から年額 5 億円以内（使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役に対する報酬の総額は従来から年額 70 百万円以内としておりますが、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について、当該株主総会に諮ることといたします。

（3）当社取締役に対して発行する株式報酬型ストック・オプションの内容

①新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の個数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して 4,000 個、監査等委員である取締役に対して 400 個を 1 年間の上限とします。目的となる株式の種類および数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して当社の普通株式 40,000 株、監査等委員である取締役に対して当社の普通株式 4,000 株を 1 年間の上限とします。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」）は 10 株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

②新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥権利行使の条件

新株予約権者は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については当社取締役会において決定するものとします。

⑦その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

以上